

山梨県公報

第千三百十八号

平成十四年

九月二日

月 曜 日

目次

告示

道路の区域変更(六件)……………四六五

道路の供用開始(二件)……………四六六

土地改良事業の工事の完了について……………四六七

公告

平成十四年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………四六七

平成十四年度全期(三級、基礎一級及び基礎二級)技能検定の実施職種の変更……………四六七

平成十四年度後期技能検定の実施……………四六七

開発行為に関する工事の完了について(二件)……………四六九

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………四七〇

正 誤……………四七〇

平成十四年八月二十六日付け第千三百十六号中……………四七〇

告示

山梨県告示第三百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十四年九月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年九月二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大月上野原線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)
	旧	新	
大月市富浜町大字鳥沢字中野四六九二番の四地先から大月市富浜町大字鳥沢字中野四七二二番の一地先まで	八・〇 一六・〇	八・〇 一六・〇	一四七・八
	新	旧	延
	八・〇 三三・〇	一四七・八	一四七・八

山梨県告示第三百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年九月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年九月二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高畑谷村停車場線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)
	旧	新	
都留市つる五丁目一〇九二番の一地先から都留市つる五丁目一〇九二番の一地先まで	六・五 七・七	一三・四 一八・四	七〇・〇
	旧	新	延
	六・五 七・七	一三・四 一八・四	七〇・〇

山梨県告示第三百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年九月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年九月二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 都留インター線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	旧	新		
都留市つる一丁目七二八番の四地先から 都留市つる二丁目七八六番の一地先まで	四・五 二〇・三	二二・〇 五一・四	三〇〇・〇	三〇〇・〇

山梨県告示第三百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年九月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年九月二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 都留道志線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	旧	新		
南都留郡道志村字神地八九七四番の四地先 から 南都留郡道志村字神地八九八四番の四地先 まで	五・〇 一一・五	二二・八 五五・一	一一六・〇	一一三・〇

山梨県告示第三百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年九月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年九月二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 都留道志線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	旧	新		
都留市上谷字金山二二九八番の六地先から 都留市上谷字金山三三二八番の二地先まで	五・九 一七・七	一〇・四 二〇・八	一一〇・四	一一〇・四

山梨県告示第三百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十四年九月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年九月二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 桐原藤野線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	旧	新		
北都留郡上野原町大字桐原字井戸横道四三 三三番の三地先から 北都留郡上野原町大字桐原字新屋三七一八 番の一地先まで	三・〇 一一・〇	九・〇 一〇七・〇	七〇〇・〇	六三三・二

山梨県告示第三百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十四年九月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年九月二日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期日

めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

2 一級及び二級

さく井、金型製作、工場板金、金属ばね製造（薄板ばね製造に係るものに限る。）、機械検査、機械保全、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、時計修理、光学機器製造、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、和裁、寝具製作、石材施工（石材加工に係るものに限る。）、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水工事、合成ゴムシート防水工事及び塩化ビニルシート防水工事に係るものに限る。）、カーテンウォール施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。）、電気製図、金属材料試験、印章彫刻及び塗装

3 三級

機械検査、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、プラスチック成形、配管（建築配管に係るものに限る。）、テクニカルイラストレーション及び電気製図

4 単一等級

電子回路接続、枠組壁建築、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

(一) 実施期日

平成十四年十一月二十九日（金）から平成十五年二月二十三日（日）までの間において、山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

(二) 実施場所

山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

(三) 問題の公表

平成十四年十一月二十二日（金）に山梨県職業能力開発協会（甲府市大津町二千三百三十番地の二）の掲示板に掲示する。ただし、一部の職種については公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

検定職種

実施期日

1 一級、二級及び三級
機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、寝具製作、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工、内燃機関組立て及び金属材料試験

平成十五年二月二日（日）

1 特級

1 特級
鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

平成十五年二月九日（日）

2 一級、二級及び三級

2 一級、二級及び三級
さく井、金型製作、工場板金、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、パン製造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、建築図面製作、機械・プラント製図、印章彫刻及び塗装

平成十五年二月十六日（日）

3 単一等級

3 単一等級
樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工

平成十五年二月十六日（日）

1 一級、二級及び三級
機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造、テクニカルイラストレーション、電気製図、和裁及びプラスチック成形

平成十五年二月十六日（日）

2 単一等級

2 単一等級
電子回路接続及び枠組壁建築

平成十五年二月十六日（日）

(二) 実施場所

甲府市大津町二千三百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

1 特級

検定職種

手数料

全職種	一万五千七百元
-----	---------

2 一級、二級、三級（3の表に該当する者を除く。）及び単一等級

検定職種	手数料
さく井、金型製作、工場板金、機械保全、金属ばね製造、電子回路接続、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、時計修理、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、寝具製作、プラスチック成形、石材施工、パン製造、菓子製造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウオール施工、ガラス施工、バルコニー施工、金属材料試験、印章彫刻及び塗装 機械検査及び婦人子供服製造	一万三千元
和裁、テクニカルイラストレーション、建築図面製作、機械・プリント製図及び電気製図	一万千五百円

3 三級（山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第十九号）別表四の項に規定する高等学校に在学する者に限る。）

検定職種	手数料
プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て及びプラスチック成形及び配管	一万五百円
機械検査	八千七百元
テクニカルイラストレーション及び電気製図	七千七百元

(二) 学科試験

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料（四の2の(一)に定められた額）及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、還付しない。

4 受付期間

平成十四年十月一日（火）から同月十一日（金）まで
提出先

甲府市大津町二百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター内 山梨県職業能力開発協会（電話〇五五 二四三 四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（あて先を記入し、八十円切手をはったもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書 在中」と朱書すること（受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。）なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者の氏名は、平成十五年三月二十五日（火）に県庁東側の掲示板に掲示するほか、合格者には書面で通知する。なお、実技試験又は学科試験のいずれか一方に合格した者には、書面で通知する。

2 合格証書等の交付

特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事の合格証書を交付する。また、すべての合格者に技能士章を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県商工労働観光部職業能力開発課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせる。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十四年九月二日

山梨県知事 天野 建

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡竜王町篠原字落合一〇六四の五及び一〇六四の六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市丸の内三丁目二十七番二十三号 神田隆規 神田眞弓

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
 平成十四年九月二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中巨摩郡敷島町中下条字冷田一八四四の一、一八四四の三、一八四五の一、一八四六、一八四八の一、一八四八の三、一八七八の一、一八七九の一及び一八八〇の一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 中巨摩郡敷島町島上条二百七番地 株式会社 西甲府開発 代表取締役 中澤幸雄

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成十四年九月二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中巨摩郡玉穂町一町畑字西之神一三八の八、一三八の九、一三八の一〇及び一三八の一
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び玉穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 中巨摩郡玉穂町一町畑三百四十二番地 田中資時

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十四年八月二十六日掲載の開発行為及び公共施設に関する工事の完了についての公告中

四五九	上 二十	峡中地域振興局建設部	峡東地域振興局石和建設部
同	同 二十から二十一	竜王町役場	中道町役場